

さむかわ次世代経営者研究会会則

平成 29 年 10 月 17 日
改正 平成 31 年 4 月 18 日

第 1 条（名称）

本会は、さむかわ次世代経営者研究会と称する。

第 2 条（目的）

本会は、ものづくりに係る寒川町内企業の若手経営者及び後継者が経営能力を向上し、企業が単独あるいは共同で行う新たな取り組みを増やすことを目的とする。

第 3 条（事業）

上記の目的を達するために次の事業を行う。

- 1 将来構想：会員個々の取組を参考としながら、会員企業の将来構想のイメージ形成
- 2 課題解決：将来構想実現に向けての個別課題・共通課題を会員相互の意見交換を通じ解決
- 3 新事業の創出：会員企業の経営資源や強みを相互に活用しあうことによる会員企業の新事業創出の促進
- 4 会員交流：会員間の交流や会員企業見学等により相互に交流できる基盤を形成

第 4 条（会員資格と入会）

- 1 本会の会員は、寒川町に本社または事業所を置く企業の代表者・個人事業主、または代表者が指名した社員で、本会の事業に積極的に参加する者とする。
- 2 本会の会員は、さむかわ次世代経営者勉強会にて勉強された者で、本会に入会を希望する者とする。
- 3 寒川町及び寒川町商工会で産業振興の職に従事する者はサポーターとする。

第 5 条（退会）

会員は次の事由により会員資格を喪失する。

- ・ 会員が退会の意思を表明したとき
- ・ 会費を 1 年間滞納したとき

第 6 条（役員）

1 本会は、次の役員をおく。

- ・ 会長：1 名
- ・ 副会長：2 名
- ・ 会計：1 名
- ・ 書記：1 名

- 2 役員は会員の互選によって決定する。
- 3 役員会は、会長、副会長により構成する
- 4 会長は、役員互選により役員会で決定する。
- 5 会長は、本会の代表、役員会議長、事業統括の職務を行う。事業実施にあたっては役員や会員に権限を委譲することができる。
- 6 全ての役員の任期は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし再任、重任を妨げない。

第7条（監査）

監査は、会の運営について公明性を保つため寒川町産業振興課の職員とする。

第8条（会議）

- 1 本会は、例会を原則毎月開催する。
- 2 総会は、毎年4月に開催する。
なお、会員の2/3以上の要請により、臨時総会を開催できる
- 3 例会及び総会の議長は、会長が当たる。
- 4 役員会は、必要に応じて随時開催できる

第9条（会議の成立）

会議は、構成員の2分の1以上の出席で成立する。議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第10条（会費）

本会を運営するために、会員から次の会費を徴収する。

1. 会費は一人年10,000円とする。但し、既納会費は返戻しない。
2. 会費は年度当初に一括払いとする。
3. 前項の会費のほか、事業遂行に必要な費用が生じた場合は、別途徴収することができる。

第11条（事務局）

本会は、事務局を会長企業内におく。

第12条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第13条（補足）

この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は役員会で定める。